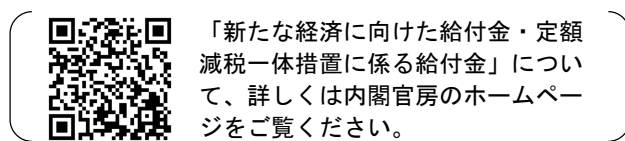


【給付金のお知らせ】

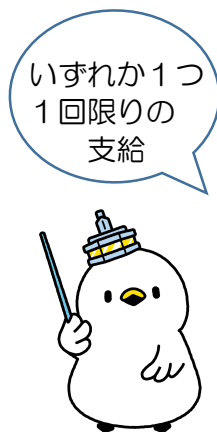
令和6年度非課税化給付 令和6年度均等割のみ課税化給付 令和6年度こども加算 定額減税に係る調整給付金

令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、給付金の支給や定額減税を行うこととされました。この国の施策に基づき、町では「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」として、各種給付事業を行います。

▶ 新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置



①～④の子育て世帯への上乗せ 子供1人あたり5万円



- ③令和6年度新たに住民税均等割非課税になった世帯への給付について
④令和6年度新たに住民税均等割のみ課税になった世帯への給付について } 2ページをご覧ください。
※令和6年度こども加算(③～④の子育て世帯への上乗せ分)について……3ページをご覧ください。
⑤定額減税しきれないと見込まれる方(調整給付金対象者)への給付について・4ページをご覧ください。



今回の給付金に関係した

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

新たに令和6年度住民税均等割非課税となる世帯又は均等割のみ課税となる世帯等の皆さまへ
※令和5年度住民税均等割非課税世帯又は均等割のみ課税の支給対象世帯は支給対象外となります。

物価高騰対応給付金【令和6年度非課税化給付 または均等割のみ課税化給付】 (10万円/1世帯)のご案内

物価高騰対応給付金【令和6年度非課税化給付または均等割のみ課税化給付】(1世帯あたり10万円)は、新たに令和6年度の住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯を支援するために支給する給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円** ※1回限り

支給対象世帯

令和5年度の給付金「7万円」・「10万円」の支給対象外の世帯で、
新たに令和6年度に住民税非課税または住民税均等割のみ課税いずれかの方のみで構成されている世帯

令和6年6月3日時点において邑楽町に住民登録があり、世帯全員が令和6年度住民税非課税または令和6年度住民税が均等割のみ課税の方で構成されている世帯。

ただし、令和5年度住民税非課税世帯に対する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金【追加支援】(7万円)または住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対応給付金(10万円)の対象世帯の方は、支給対象外となります。

※住民税が課税されている方に世帯全員が扶養されている世帯は支給対象外となります。

申請方法

町から確認書が届きます(要返送) 7月上旬に送付します

令和6年6月3日時点で邑楽町に住民登録があり、上記に該当する世帯へ確認書が送付されます。

町で支給対象世帯と確認できない

未申告の方・令和6年1月2日以降に転入した方がいる世帯等は申請が必要です

【申請書配布先】邑楽町ホームページ・邑楽町役場福祉介護課

【提出書類】申請書・世帯主の本人確認書類(写し)・振込先金融機関口座(写し)

【下記に該当する方は添付書類も必要となります】

- ① 未申告の方(申告後、申告書の写しが必要)
- ② 令和6年1月2日以降邑楽町に転入した方(令和6年1月1日現在居住していた市区町村が発行する課税証明書が必要)

【申請締切】令和6年10月31日(木)

新たに令和6年度に住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯で18歳以下の児童を扶養している方については、令和6年度子ども加算のご案内もご確認ください。

新たに令和6年度住民税非課税となる世帯・均等割のみ課税となる世帯で18歳以下の児童を扶養している皆さまへ

※令和5年度こども加算の対象世帯は、支給対象外となります。

物価高騰対応給付金【令和6年度こども加算】 (5万円/児童1人あたり)の追加給付のご案内

物価高騰対応給付金【令和6年度非課税化給付または均等割のみ課税化給付】(1世帯あたり10万円)支給対象世帯で18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)の児童を扶養している世帯

給付金の支給額

18歳以下の児童1人あたり5万円 ※1回限り

支給対象世帯

令和5年度こども加算「1人あたり5万円」の支給対象外世帯で、

物価高騰対応給付金【令和6年度非課税化給付】(10万円/1世帯)

または

物価高騰対応給付金【令和6年度均等割のみ課税化給付】(10万円/1世帯)

対象世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯

令和6年6月3日時点において邑楽町に住民登録があり、物価高騰対応給付金【令和6年度非課税化給付】(10万円/1世帯)または物価高騰対応給付金【令和6年度均等割のみ課税化給付】(10万円/1世帯)のいずれかを受給した世帯で扶養している18歳以下の児童がいる世帯

※令和6年6月4日～令和6年10月31日までに出生した新生児も対象となります。

申請方法

町から確認書が届きます(要返送) 7月上旬に送付します

上記に該当する世帯は、物価高騰対応給付金【令和6年度非課税化給付または均等割のみ課税化給付】支給要件確認書に同封されて、確認書が送付されます。

物価高騰対応給付金【令和6年度非課税化給付または均等割のみ課税化給付】の申請書を提出した18歳以下の児童を扶養している世帯は、令和6年度こども加算の申請書もご提出ください。

【申請締切】令和6年10月31日(木)

お問い合わせ

邑楽町役場 福祉介護課(1階④窓口)

物価高騰対応給付金【令和6年度非課税化給付】 【令和6年度均等割のみ課税化給付】

【令和6年度こども加算】 窓口



0276-47-5022

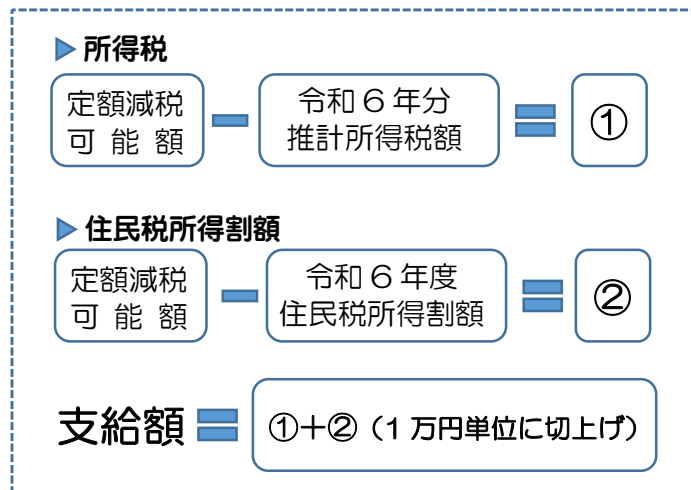
受付時間 平日8:30~17:15(土日・祝祭日を除く)



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）のご案内

給付金の支給額

- 納税者および同一生計配偶者または扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割額から1万円）の「定額減税」が行われます。
- 所得税および個人住民税所得割額それぞれで定額減税しきれない額を算出し、両者を合算の上、1万円単位に切り上げた額が「調整給付金」となります。



支給対象者と手続方法

▶ 支給対象者 以下のいずれにも当てはまる方

- 定額減税可能額、「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る方
- 合計所得金額が、1805万円以下の納税義務者

▶ 手続方法

- 対象者の方には邑楽町から支給要件確認書をお届けします。

◆給付金を受け取るには、**返信が必要**です。

※はがきタイプの給付決定通知書（公金受取口座登録済みの方）が届いた方は返信不要です。

※支給要件確認書に記載してある二次元バーコードを読み取ることで電子申請できます。

電子申請した場合は、返信は不要です。


◆支給要件確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類、振込先金融機関口座確認書類などと一緒に同封の返信用封筒で、ご返信ください。

◆申請締切は、**令和6年10月31日**（当日消印有効）までです。

お問い合わせ先

邑楽町役場 税務課

「定額減税補足給付金（調整給付）担当」へ

 **0276 - 47 - 5011**



町からのお知らせ
などホームページ
に掲載しています。

